

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集について

国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 265 号）の一部改正を行うことを予定しております（改正案については、新旧対照表をご参照ください。）。

当該法令の改正内容につきまして、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。御意見がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上（御意見の内容を確認するため連絡をとらせていただくことがあります。）、令和 8 年 9 月 18 日（金）（必着）までに、下記のいずれかの方法により提出してください。なお、電話での御意見には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

皆様から頂いた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただきます。

また、御意見に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

なお、財務省では今後、提出いただいた御意見を考慮した上で、当該法令の改正を検討いたします。

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用する場合
意見入力へのボタンをクリックし、フォーム入力による提出または電子ファイルの添付により提出を行ってください。
- 電子メールによる場合
メールアドレス：kyosaikakari@mof.go.jp
※スパムメール防止のため、@を※としております。送付の際には、恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。
- 郵送による場合
〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
財務省主計局給与共済課共済第 2 係